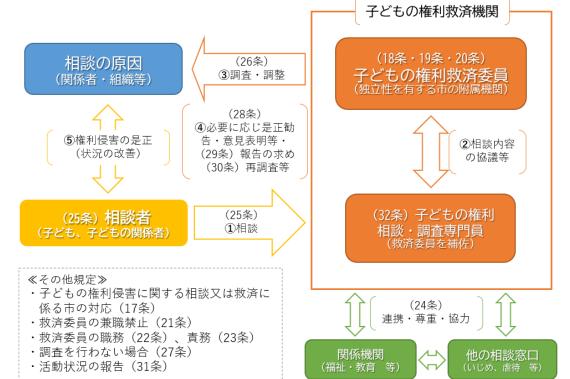
1 概要

- □ 子ども条例において「子どもが権利侵害を受けた場合等に おいて、迅速かつ適切に救済し、権利の回復を支援するた めの体制を構築する」と規定。
- □ このことを踏まえ、子どもの権利侵害に係る相談を受け、 権利の回復を支援するための体制構築に向け、必要な事項 を定めるもの。

2 相談対応フローと条文の関係



【改正案の概要】

条番号	規定の概要
第17条	相談及び救済:子どもの権利侵害の救済に係る市の対応
第 18 条	救済委員の設置:市の附属機関として子どもの権利救済委員を設置
第19条	救済委員の定数等:救済委員の人数(3人以内)、任期(3年)等
第 20 条	代表救済委員:代表救済委員の選任方法、役割、代理
第 21 条	兼職の禁止:救済委員を議員等が兼職することの禁止
第 22 条	救済委員の職務:相談への対応及び助言、支援、権利侵害に対する調
	査、権利侵害を取り除くための調整・要請等
第 23 条	救済委員の責務:公正かつ適正な職務の遂行、関係機関等との連携、
	政治目的での地位の利用の禁止、守秘義務等
第 24 条	尊重及び協力:市の機関等の救済委員の職務遂行に係る独立性の尊
	重、積極的な協力等
第 25 条	相談及び救済の申立て:相談、申立ての要件等
第 26 条	調査及び調整:調査及び調整について必要な事項等
第 27 条	調査の対象外:係争中の事案等で調査を実施しない場合等
第 28 条	是正の勧告等:救済委員による市の機関に対する是正勧告、制度の改
	善を求めるための意見表明等
第 29 条	報告及び公表: 勧告等を行った場合の報告の求め及び公表等
第 30 条	再調査等:救済委員が必要と認める場合の再調査及び再勧告
第 31 条	活動状況の報告:救済委員の活動状況の毎年の報告
第 32 条	庶務等:救済委員に関する庶務の処理、救済委員を補佐する相談・調
	査専門員の設置等